

令和7年度 東京都一般任期付職員 採用選考案内

令和7年12月22日
東京都

東京都では、防災や人口調査に関する業務、多摩島しょ部への振興業務等の運営を行っています。

今回、このような業務を運営するにあたって**実務経験や専門知識を有する方を求めています。**

これは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の特例法である「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（平成14年法律第48号）等に基づき制定された「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」（平成14年東京都条例第161号）に基づき、任期を定めて採用されるものです。

任期を定めて採用された職員も、常勤の一般職の地方公務員であり、任期の定めのない職員同様、守秘義務、営利企業等従事制限等の地方公務員法の服務規定の適用を受けます。

1 選考職種、採用予定人員等

- (※) ◎ 業務の状況等により、採用された日から5年を超えない範囲内で任期を延長する場合があります。
 ◎ 期間を定めた任用であり、任期満了後の任用を保障するものではありません。

職種	採用予定人数	業務内容	受験資格 (求められる経験・専門性)	任期 (※)	職	勤務場所
事務	主任 1人	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震防災推進計画策定に係る業務(関係各局・機関等との連絡調整、各種調査実施、事業者との調整 など) ・津波防災に係る業務(気象庁等の関係機関との調整、円滑な避難に向けた島しょ町村支援、会議の運営など) ・津波避難意識向上に向けた普及啓発業務(広報内容の企画、広報媒体の作成、防災学習やイベント等の広報活動など) ・南海トラフ地震に係る業務(被害想定や地震防災対策関連業務) ・火山防災に係る業務(関係各局・事業者・有識者等との意見調整、島しょ町村支援業務など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する実務経験3年以上又は防災士の資格を有していること ・地震・火山・津波等自然災害に関する知見が深く、防災に対する熱意・関心があること ・庁内関係者等との円滑な調整力を有していること ・広報普及啓発に関する経験、柔軟な発想や企画力を有していること 	令和8年4月1日から令和10年3月31日まで	東京都総務局 総合防災部防 災計画課(計画 調整担当)	東京都庁第一 本庁舎11階 執務室等

2 受験資格

- ◎ 上記各区分の受験資格を満たすこと。
 - ◎ 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当する人は受験できません。
 - ◎ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。
 - ◎ 日本国籍を有しない方は受験できません。
 - ◎ 申込日現在、東京都職員である人は受験できません。
なお、以下の方は除きます。
 - ・令和 8 年 3 月 31 日時点の満年齢が 65 歳の再任用職員
 - ・教育公務員^{※1}
 - ・東京都職員（任期付職員^{※2}、会計年度任用職員、臨時的任用職員）のうち、令和 8 年 3 月 31 日までに任期が満了する者
- ※1 教育公務員特例法施行令第 9 条第 2 項に定める教育公務員に準ずる者を含む。
- ※2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）に規定する任期付職員及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成 12 年法律第 51 号）に規定する任期付研究員をいう。

【別表】

学歴区分	必要な実務経験年数
	主任
<ul style="list-style-type: none"> ・大学院博士課程又は修士課程の修了 ・大学（4 年制の大学）の卒業 	5 年以上
<ul style="list-style-type: none"> ・短期大学（2 年制以上の短期大学）の卒業 ・高等専門学校卒業 ・専修学校（修業年限 2 年以上の専門課程で年間授業数 680 時間以上のものに限る。）の卒業 ・各種学校（「高等学校 3 年制卒業」を入学資格とする修業年限 2 年以上の課程のものに限る。）の卒業 	7 年以上
<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校の卒業 	9 年以上
<ul style="list-style-type: none"> ・中学校の卒業 	12 年以上

- 注 1 実務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員として従事した経験年数に限ります。契約社員や遣社員、非常勤職員、嘱託職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めません。
- 注 2 実務経験年数は、採用予定月の前月末日現在で計算します。職務経験が複数の場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。
- 注 3 合格通知後 5 営業日以内に、要件に該当することを確認するための証明書類を提出していただきます（5「卒業（修了）・在職証明書の提出について」参照）。事実が確認できない場合は採用されませんので御注意ください。

3 選考方法

(1) 第1次選考

書類選考	一般任期付職員採用選考受験申込兼履歴書、職務経歴調書及び小論文による審査
小論文	以下2点について、記入してください。 ①志望動機（回答文字数：200字程度） 「志望動機を記入してください。」 ②活かせる知識、経験（回答文字数：600字程度） 「これまでのご自身の職務経験や専門性に触れた上で、申し込む区分において当該経験等を活かし、総務局総合防災部防災計画課（計画調整担当）職員としてどのような貢献ができると考えているか具体的に述べてください。」

◎ 申込書類により選考を行い、第1次選考合格者には第1次選考合格通知兼第2次選考受験票を電子メールで送付します。

※ 結果通知は申込者全員に送付します。

(2) 第2次選考

口述考査	人物及び職務に関連する経験についての個別面接
-------------	------------------------

◎ 口述考査は第1次選考合格者に対してのみ行います。

4 申込手続

受付期間	令和7年12月22日（月）午後2時から令和8年1月16日（金）午後5時まで
申込方法	東京都共同電子申請・届出サービスへアクセスし、総務局ホームページの「東京都一般任期付職員採用選考 インターネット申込みガイド」の案内に従って全ての必要事項を正しく入力し、受付期間中に送信してください（郵送及び窓口での申込みは受け付けません）。 申込書類は「東京都総務局職員採用ホームページ」からダウンロードしてください。 <URL> ○/recruitment/bousaikeikaku_R80401 <注意事項> ・ 期間中に正常に到達したものを有効とします。東京電子自治体共同運営サービスのホームページ上で、採用選考の申込が到達したかどうかを確認することができます。 ・ システムの保守整備のため、受付期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止や通信障害などが起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。 ・ インターネットによる申込みに関するパソコン等操作上のお問い合わせにはお答えできません。「東京電子自治体共同運営サービス」ヘルプデスクをご利用ください。

◎ 第2次選考実施日の3日前までに、第1次選考の結果が届かない場合は、総務局総務部職員課人事担当までお問い合わせください。

◎ 申込書類に記入していただいた個人情報は、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

5 卒業（修了）・在職証明書の提出について

受験資格の確認及び給与算定の資料とするため、最終学歴に関する卒業（修了）証明書（ただし、院卒は大学の卒業証明書も必要。また、最終学歴以前に職歴がある場合は、高等学校以降の全ての学歴に関する卒業（修了）証明書が必要。）及び全ての職歴に関する在職証明書（指定様式有）を提出していただきます（合格通知後5営業日以内に、メールへのデータ添付により提出）。

提出の仕方についてはホームページ掲載の「卒業（修了）・在職証明書の提出について」をご覧ください。

6 採用選考に係る日程等について

第1次選考結果通知	令和8年1月19日（月）～1月23日（金） ※第2次選考の3日前までに、受験者全員に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。
第2次選考実施日	令和8年1月26日（月）～1月30日（金） ※会場：東京都庁を予定
最終結果通知	令和7年2月上旬 ※第2次選考受験者に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。

7 給与等について

《初任給》

初任給は、職務経験等に応じて決定されます。

職務経験が一定以上ある人は、所定の基準により加算される場合があります。以下は、四年制大学を卒業し、卒業後の期間を正社員・常勤職員として、応募した職種と同様の職務内容に従事した場合に想定される初任給の参考例です。

【参考例】

職級	職務経験	初任給
主任	5年	約 306,900 円

- ◎ この初任給は、令和7年4月1日時点の給料月額に地域手当（20%）を加えたものです。
なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めによります。
- ◎ 上記のほか、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の手当制度があります。

《その他》

- ◎ 東京都職員共済組合へ加入し、健康保険や厚生年金保険等が適用されます。
- ◎ 年次有給休暇（1年間に20日、4月採用の場合は15日付与）の外、慶弔休暇、介護休暇、育児休業などの休暇制度があります。

■ お問い合わせ先

東京都総務局総務部総務課人事担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎12階南側
【電話】 03 (5388) 2314